

消えるボールペン、修正液、スタンプ印は使用しないでください

大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付申請書

以下の事項に同意のうえ添付書類を添えて、本補助金の申請を行います。

【同意事項】

- 1 本申請の審査に必要な限度において、当該児童を監護し、かつ、生計を同じくする保護者の住民記録情報、外国人登録情報、税情報等を公簿等で区が確認すること。
2 児童の在籍に関する情報を、区が確認すること。
3 区が補助金額算定を行う際に、既に申請している他の申請書と重複しないこと。
4 区は提出された申請書等に基づき、交付額を算定し、申請書に記載された金額と異なる場合は、その交付額を請求額とみなします。
5 交付額の申請書(配偶者等各自が利用施設等を利用している保育料及び食費材料費の合計額と申請している補助上限額を比較して、どちらか低い金額とすること。なお、保育料及び食費材料費の合計額は、領収証兼提供証明書等により確認する。

同意事項は必ずご確認ください

※特に4 ->交付額を算定した結果、請求額と異なる場合はその交付額を請求額とみなします

【補助要件】

- 1 保護者と児童が大田区に在住し、かつ、住民登録があること。
2 負担軽減費分は、保育施設等と月120時間以上の月ぎめの利用契約を結び、保育の提供を受けていること。(定期利用保育及びベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)は除く。)

【添付書類】

- 1 大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金請求書
2 領収証兼提供証明書等 ※利用施設から交付されたものをご提出ください。
3 保護者(父母等)それぞれの前年度及び当該年度の住民税額が確認できる書類(合計所得金額と所得控除合計が確認できる課税・非課税証明書等)

※次の方は提出不要です。(1)4月から8月の利用分を申請する場合:前年1月1日の住民登録が大田区の方
(2)9月から翌年3月の利用分を申請する場合:当該年1月1日の住民登録が大田区の方
(3)補助対象児童が施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方
(4)補助対象児童が3歳児から5歳児クラスの方

- 4 ひとり親の場合、ひとり親であることを証明できる資料(児童扶養手当受給証書、戸籍謄本等)
※補助対象児童が施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方は、提出不要です。

【注意事項】

- 1 「保護者が所得の申告を行っていない」「必要な税資料が提出されない」等、世帯課税額が当該年度の3月31日までに判明しない場合、補助は行いません。
2 申請内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

※ [ ] 枠内は訂正できません。

申請日 令和 8 年 7 月 1 日

Application form grid with fields for applicant name (大田 太郎), birth date (5/6/3), address (大田区蒲田5-13-14), phone numbers, spouse information (大田 花子), and beneficiary information (大田 小太郎).

Table with columns for '各期申請期限' (Application deadline for each period) and dates: 令和8年7月17日まで, 令和8年10月16日まで, 令和9年1月18日まで, 申請書: 令和9年3月31日まで, その他: 令和9年4月16日まで.

取受印
区処理欄のため、記載不要